平成29年3月橋本市議会定例会会議録(第4号)その7 平成29年3月8日(水)

○議長(中本正人君)順番18、1番 松浦君。
〔1番(松浦健次君)登壇〕

○1番(松浦健次君)私は次の二点について 質問いたします。

まず、第1に、小・中学校教職員のブラック企業並みの勤務環境を改善するために。第2は、請負契約等の問題の改善についてであります。以下、それぞれについて説明いたします。

まず、小・中学校教職員のブラック企業並 みの勤務環境の改善について。

最近、小・中学校の教職員に対して実施されたアンケート調査の結果と、そこから見えてきた実態と問題点、及び、それらに対する改善策について伺います。また、改善策を実施する前提として、実態を正確に客観的に把握するための有効な手段として、出退勤のタイムカードの導入を求めます。

次に、橋本こども園、山田地区公民館、応 其こども園の建設工事等から橋本市が被った 損害の総額と、一連の経験の反省から改善さ れた請負入札制度の中身を伺います。また、 今回のように極めて不当な多額の損害を被ら ないために、違約金を定める際の契約書に、 「ただし、明らかに違約金を超える損害が発 生した場合には、民法430条3項の規定を適用 しない」という文言を記載することを提案い たします。

以上です。

○議長(中本正人君) 1番 松浦君の質問項目1、小・中学校教職員の勤務環境の改善に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 (小林俊治君) 登壇〕

○教育長(小林俊治君) 12月議会でもおただ しのありました学校教員の勤務状態の問題点 についてですが、昨年の12月に市内の教職員 を対象に勤務実態調査を実施しましたので、 報告します。

回答数は372名で、年齢別、小学校、中学校 の校種別、また教諭、事務職員、養護教諭、 講師、管理職の職種別にも分けて調査を行い ました。

まず、健康状態については、9割の教職員の健康状態が良好または普通でありますが、30歳代、50歳以上を中心に、約半数の教職員が、翌日まで持ち越すほど疲れがたまっている状態があるという結果でした。

次に、時間外労働時間、持ち帰り仕事時間についてですが、約8割の教職員がほぼ毎日時間外労働を行っており、「週10~20時間」の時間外労働をしている教職員の割合が最も高くなっています。また、「週25時間以上」の時間外労働が46名で、教諭、常勤講師、管理職では1割を超えています。

持ち帰り仕事時間については「なし」、もしくは「週2時間~6時間」が最も多く、ほとんどの業務は学校内で行っているという実態があります。これはUSBによる情報の持ち出し禁止等による影響が大きいものと思われます。

次に、放課後業務については、小学校では 授業準備、成績処理、採点、ノート点検等、 中学校では部活動指導がこれに加わる業務と なっており、勤務時間を超えて退勤まで授業 等に必要な業務を行っていると言えます。こ のことは、通常の教員業務が勤務時間内だけ は間に合わず、恒常的に時間外に及んでしま っている実態であると言えます。

次に、持ち帰り仕事業務については、放課後の業務と同様、小学校、中学校とも「授業準備」、「成績処理、採点、ノート点検等」が中心であります。また、管理職、養護教諭の中では、「文書処理」、「校務分掌等、学校全体にかかわる業務」が高くなっています。

次に、教職員の精神的負担については、全体の約6割が「小さい」または「普通」であるのに対し、約4割は「大きい」または「非常に大きい」と感じており、個人によって差が見られます。特に養護教諭、教諭、管理職が負担を感じている割合が高く、年代別では、40歳代、50歳代で精神的負担を感じている人が多い状況です。

次に、仕事の困難さについては、前回、平成24年度調査のトップ3は、「特別に支援の必要な児童・生徒対応」が68%、「不登校、いじめ、非行等の生徒指導上の課題」が59%、「保護者とのトラブル等の対応」が58%でありました。今回の仕事の困難さのトップも、前回と同様「支援を必要とする児童生徒の対応」でありました。また、「生徒指導上の課題」、「保護者対応」も依然高い状態ですが、「学習指導に関すること」、「教材研究」「文書処理等の仕事量の多さ」も高くなりました。また、「行事や体験活動等の準備・運営」や「地域イベントへの休日出勤」も管理職を中心に高い割合で挙げられています。

以上のように、教職員個々の差はあれ、教職員の多忙化は大きな問題であると言えます。 今後、国や県と協議をし、短期的、また中長期的にもしっかりと取り組む必要があると考えています。

具体的な対応策については、まず一点目は、 管理職による各教職員の勤務状況の把握と、 勤務時間管理をきちんと行います。特に、夜 遅くまで残業することが常態化している教職 員については、管理職から適切な面談や指導 を行います。

次に、学校運営マネジメントの改善を図るとともに、管理職のリーダーシップによる無理のない学校運営体制の構築、業務の平準化を図ります。また、多忙感から充実感に変えられるよう、目標の共有化、組織的運営に取り組み、職員が自己有用感を持てる学校運営をめざします。また、学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールや共育コミュニティを通じて、地域、保護者と連携し、学校支援を強化できるような体制の構築を図ります。

三点目として、教職員の労働時間に対する 意識変革を図ります。超過勤務が行われた場 合は、賃金による精算はできないので、時間 による精算が基本であると考えます。1年単 位の変形労働時間制の導入も視野に入れなが ら、週休日の振り替え、代休の取得の促進等 を図り、教職員個々人の自己啓発、家庭生活、 社会生活等、ワークライフバランスを考えた 意識の変革が必要であると考えます。

四点目として、業務軽減・業務改善を図ります。効率的な業務の処理等、各教職員個人ができることもありますが、教育行政面からできることとして、教員の増員要求、専門的支援的職員の配置充実の要求、ICT活用等による事務的環境整備、取り扱う文書量の削減、出席すべき会議回数の削減にも取り組みを進めていきます。

また、先日、和歌山県で指針が出ましたが、 部活動指導のあり方の見直しを図ります。こ のことについては全国的に課題となっており、 市のみの対応では不十分であるため、今後、 県や紀北エリア、伊都地方等において協議を 進めていく必要があると考えています。

橋本市教育委員会におきましては、これまでも校務支援システムの導入、給食費徴収業 務の市への移行等、さまざまな取り組みを行 ってきました。今後とも、教職員の勤務状態、 メンタルヘルスについての現状把握を行い、 具体的に出された課題について改善していけ るよう努力をしてまいります。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君、再質問 ありますか。

1番 松浦君。

〇1番(松浦健次君)まず、アンケートの結果を再確認しておきます。

健康状態について、良好、普通というのが88%、不調10%、病気がちというのが0.8%、3名です。疲れについて、翌日まで疲れを持ち越すことが多い35%、疲れが相当たまっている10%、約半数が疲れがたまっていると。精神的負担は4割以上が大きい、非常に大きいと感じている。時間外労働の頻度については、ほぼ毎日が約8割です。時間外労働の時間について、週25時間以上、これは月に直すと100時間以上、これ、46名がおります。20時間以上というのが、月に直すと80時間以上100時間未満、これ、33名おります。

政府の働き方実現会議は、残業の上限時間を平均60時間、年間720時間、繁忙期には、一時的に月100時間まで認めるという案を取りまとめようとしております。厚生労働省は、昨年4月から労働基準監督署の立ち入り調査の対象となる残業時間を、月80時間を、月80時間だということであります。これは過労死等、他のは、月80時間だということであります。この時間外労働に対して、割り増し等の時間外手当をつけることを当然の前提としております。しかしながら、教職者は時間外手当ゼロ、ただ働きだ。このことも考慮に入れると、いかに酷使に耐えているか。この現実を皆さまにご理解いただきたいと思います。

以上を前提とした上で、具体的な質問に入

ります。

まず、対応について、一点目は、管理職に よる各教職員の適切な勤務時間管理、勤務状 況の把握をきちんと行いますと。これは今ま できちんと行えなかったということの裏返し だと思うんですけども、お認めになりますか。

〇議長(中本正人君)教育長。

○教育長(小林俊治君) きちんとという度合いが非常に難しいと思うんですけども、100%はできていないと思います。ただ、100%までしようとすると、今度は管理職自身が極めて超勤をする。誰よりも超勤をしなければならないという実態があります。そういう意味でも、恐らく100%までは把握はできていなかったと、そのように考えます。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) もちろん100%というのは無理ですけれども、社会通念上、必要とされる時間的な管理というのはできていたんでしょうか。できていたならば、こういうことは、月に直して100時間以上、これが46人と、8時間以上100時間未満が33名と、こういうことはあり得ないと思うんですけども、いかがでしょう。

〇議長(中本正人君)教育長。

○教育長(小林俊治君)週25時間以上が46名という数字には、大変驚いています。ただ、この週25時間以上の46名の方々が疲れているかというところで分析してみますと、疲労感はそんなにない部分のほうが多いのも実態です。しかしながら、週25時間という勤務について管理職が何も対応していなかったということについては、非常に反省する点が多々あると思っています。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) そういう実態があった ということで、次に、学校の支援体制、周り から、地域から助けていただこうという話も ありますけれども、これがうまくいけば非常に大きな改善手段だと思いますけれども、例えば、学校に関係するようになれば、学校からの支援でお願いしますと言われただけに、わかりました、それに対応しているだけではなくて、こうしたらいいんじゃないか、ああしたらいいんじゃないかと、いろんな注文もの軽減どころか、いろんな点で余計労務が増えてくる。そういう点で非常に気をつけていただきたいと思います。

それで、教育長のおっしゃった改善策四点 というのこれがうまくできれば、全く問題な い、すばらしい学校になると思うんですけれ ども、こういうふうにあるべきだということ と、できるということと全然別の話なんで、 今までこういう、大変だ大変だと、昔から教 員は大変だと。この頃はだんだん事務量も増 えて、いろんなモンスターペアレント等の問 題もあって、どんどん教師の負担が大きくな っている。そういう中で、わかりながらやれ なかった。また、いろんな点でやれなかった ということは、それなりの理由があると思う んですけども、今日、こういう実態を受け入 れざるを得ないという、そういう基本的な要 因というのは、どういうことだとお考えでし ようか。

〇議長(中本正人君)教育長。

○教育長(小林俊治君) お答えさせていただきます。まず最初に、超過勤務についてですけども、教職員の超過勤務というのは調整額という形で給与の4%支給されています。給与額の4%になります。ただ、この4%が決定したのは、1972年、昭和でいいますと47年に給与特別法というのができまして、教職員調整手当額が決定しました。そのときに参照にしたのが、1966年、昭和41年の勤務状況です。その当時の超勤の平均時間が8時間でし

た。よって、4%で対応できるということで、 4%という超勤をつけられたということです。

その後、ずっと45年間据え置きになっています。そこの部分が非常に大きな、まず、超勤をめぐる部分であります。それと同時に、その当時でいいますと、夏休みの教職員の学校への出勤というのは結構少なかったように覚えています。当時は、学校の先生は夏休みがあってええなというような、一般的なことをよう言われておったと思います。ところが、年がどんどん進んでいくにつれて、先ほど議員おっしゃられたとおり、いろんな課題が出てまいりました。

その中で、やはり一つ大きな課題としては、 私は中学校の教員定数の配当表、教員定数が ほとんど変わっていないという状況がありま す。例えば、小学校でいいますと、加配がな かったら、13学級、特別支援学級も含めて13 学級で、校長先生は抜いて、教頭先生を含め て15人の先生です。ということは、13学級で 15人の先生で、あと一人、教頭先生が中に入 っていますので、14人の先生で対応している と。ということは、換算してみますと、ほと んど授業に出ているということになります。

例えば、6時間授業をしますと、だいたい 3時を回ります。あと、ホームルームという 形になります。子どもたちがある一定、外へ 出る頃は4時ぐらい。1年生は別ですけども、4時ぐらいになります。そこから、6教科勉強するということになります。一つの教科で30分やったとして3時間かかるとなると7時に、一生懸命やって7時という実態が出てくる。で、私自身は、やはり教員定数、これはかなり難しいことですけども、を、もう少し変えていただけたらな、これも国のレベルのお話ですけども、そのように考えています。

〇議長(中本正人君)1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) それだけですか。こう

いう実態がある中で、どんどん負担が多くなってきて、心身にも異常を来す、あるいは過労で、この前NHKのテレビでやっていたんですけども、若い先生が自殺したと。そうにも大変だりの人に助けを求めて、いるの人に助けを求めて、いいじゃないしてもらって、一緒にやったらいいじゃないもう目いっぱいぞ、助けてくれですいましたけどね。

原因についてこうだと、今おっしゃられたのは確かにその原因です。ほかに、先生方の、あるいは、教育委員会の方針として、こういう実態についてどういうふうにしてやってくるべきだったんかなというような、どういうふうにして、こうすべきだった、ああすべきだったという話は、いかがでしょうか。

〇議長(中本正人君)教育長。

○教育長(小林俊治君) いろいろ私自身思っている改善策はたくさん持っていますが、先ほど話させていただいたのは一番基本路線かなと思っています。それと、今、議員おただしのように、若い、まだ教職になって年数もたっていない先生が自殺された事件も、私もかなりいろいろ背景も勉強しています。その中にあるのは、やはり子どもへの対応、保護者への対応、そして、周囲の教職員の理解が得られない、まさに孤立した状態の中で悩み、苦しみ、自らの命を絶ったというふうな形で書かれていますが、内実はどうか私もわかりませんが、そういう表現で書かれています。

そういう意味でいいますと、橋本市の教育 大綱に何よりも豊かな心を育てますというこ とで、これは何も子ども、生徒だけに通用す るものではなくて、私は教職員にも心豊かな 教職員になってほしいということで、常にお 話をさせていただいています。それと同時に、この勤務実態調査を再度総括して、校長会の中でも協議をさせていただきました。校長先生方も勤務の実態について、今後どうしていくか、自分たちで協議して、ある一定のところまでは到達しておりますが、やはり自分たちの仕事の平準化、学校現場というのは、よく言われるのは、仕事は人についてくるという部分があって、校務文書等も偏りがちである。それを平等にしていくというふうな形での話も進めています。

あと一つ、先ほど、議員からタイムカード のお話も出ました。タイムカードについては、 一つは労務管理の目的があると思います。き ちんと働いているんかという管理の目的です。 もう一つは超過勤務時間の確認でもあろうか と思います。先ほど申しましたように、教職 員は超過勤務によるお金というのはもらいま せんので、4%の調整額だけですので、橋本 市としてもこの実態を受けて、勤務時間のチ エックシートというのを、毎日つくってもら おうと思っています。もう製作をしてありま す。まず、4月から毎日の学校内での残業、 それから、学校外での残業、で、残業の足し た数、そして、それの備考。備考というのは、 どういう状況であったかということを日々書 いていただこうと。その超過勤務について計 算をして、勤務の割り振りをしていただいて、 例えば、子どもがいる場合、先生が休むと、 なかなか学校というのは回りにくいので、子 どもがいないとき、例えば、夏季休業中にそ れを使っていただくという形で、勤務の割り 振りをしていただこうと、このように考えて います。

タイムカードというお話もあるんですけど も、タイムカードでやりますと、持ち帰りに よる時間とか、それから、生徒指導に要して 家庭訪問したときの帰り、また学校へ戻らん なんとか、それから、出張等で外へ出たとき にまた戻らんなんて、いろいろありますので、 それでははかり切れないだろうということで、 橋本市教育委員会が行ったこの勤務実態調査 によって、勤務時間をチェックするシートの 作成をもう進めています。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 改善に向けて積極的な 姿勢というのは、大変評価されますけれども、 また、それによって先生方の事務が増えて、 余計大変になるんじゃないかという危惧をい たします。私もタイムカードについて、その 前に、教員の仕事は大変だと全国的に言われ ております。そしたら、私の知り合いの今度 卒業する若い学生に、先生になれよ、ええ仕 事やでと言ったら、僕も先生になりたいんや と。それでもこのブラック企業並みの勤労条 件では、家庭を持っても家庭も営んでいけな いと、だから、商社を選びましたという話な んです。

結局、こういう優秀な人材、有能な人材が教育界へ流れていかないと。そしたら、教育水準が落ちる。落ちたら、行く行くは国家の衰退につながると。私はこれは大問題だと思うんです。だから、橋本市だけの話じゃなきして、教員の待遇というか、そういうのを改善して、先生が生き生きとして子どもたちにとすることができる環境を整えるということとすることができる環境を整えるということができる環境を整えるということができるできる情熱のある人をどんさんというような環境をつくっていかなければ、その場限りというか、びほう策だけに尽きてしまうので、この辺が非常に大事だと思います。

この前、教育長と一緒に、文部科学省の事務次官にお会いして、こういう話をしましたら、わしらもそういうことを本当に考えているんやと。大事なことや、ブラック企業としてすれば、優秀な人が入ってこない、大変な

ことだということで、非常に重視しておられる姿勢は伺えましたけれども、今回、3,000人の教員を増やすということだけども、3,000人で、和歌山では10人ぐらいしか当たらないらしいです。焼石に水ということで、教員の待遇改善というか、環境改善のために、地方から、あちこちからこういう意見が出て、それでいい方向に向けていくということも大事とは思いますんで、こういう問題を取り上げさせていただきました。

今、とりあえず、教育長が言われたような 形でチェックシートをやっていただけるとい うので、それで大変ありがたいと思います。

それから、時間の振り替えのようなお話でしたけれども、今でも、やっぱり皆さん、仕事に追いまくられて、振り替える余裕が実際にはできないんじゃないかなというふうな感想を持っております。

今、1問についてはこれで終了します。

〇議長(中本正人君)次に、質問項目 2、橋本こども園、山田地区公民館、応其こども園 の建設工事等から市が被った損害額等に対する答弁を求めます。

総務部長。

[総務部長(吉本孝久君)登壇]

〇総務部長(吉本孝久君)橋本こども園、山田地区公民館、応其こども園の建設工事等から市当局が被った損害額等について、お答えします。

平成27年6月議会でも答弁させていただき、 平成28年9月全員協議会でも報告しましたが、 橋本こども園新築工事、(仮称)山田地区公民 館新築建築工事、応其こども園外構工事の3 工事について、工事請負契約を締結したもの の、工事完成のめどがつかず契約解除したこ とに伴う超過金額については、橋本こども園 新築工事で6,542万6,600円、(仮称)山田地区 公民館新築建築工事で1,492万1,987円、応其 こども園外構工事で2,551万7,653円の合計1 億586万6,240円となります。

また、入札制度の見直しについては、平成27年6月議会、9月議会でも答弁させていただいたとおり、平成27年6月から施行している見直し点は五点あります。

一点目は変動型最低制限価格における下限価格の設定率について、82%から85%に引き上げ、二点目は、制限付き一般競争入札における低入札調査基準価格について、83%から85%に上限を引き上げ、三点目は、設計等委託業務の入札に変動型最低制限価格制度を導入、四点目は、前払金・中間前払金の支払い限度額を5,000万円から1億5,000万円に引き上げ、五点目は、入札参加停止基準の厳格化です。

また、平成28年6月から施行している見直 しは三点あり、一点目は入札参加資格停止を 課した場合や入札回避を行った場合の地方基 準点の減点の強化、二点目は、債務不履行等 により12カ月以上の入札参加資格停止処分を 受けた事業者の格付けについて、2等級の引 き下げ、三点目は、入札参加資格申請時に、 市に対する税以外の未納債務がないことを条 件化しました。

また、平成28年12月からは、債務不履行等により12カ月以上の入札参加資格停止処分を受けた事業者の格付けについて、6月時点よりさらに厳格化し、3等級引き下げすることにより入札参加資格を得ても新規事業者と同様となるようにしました。

次に、建設工事の請負契約は、本来、その 契約の当事者間の同意によって成立するもの ですが、合意内容に不明瞭な点がある場合、 後日の紛争の原因ともなりかねません。また、 建設工事の請負契約を締結する当事者間の力 関係が一方的であることにより、契約条件が 一方にだけ有利に定められてしまいやすいと いうような請負契約の片務性の問題が生じ、 建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正 化を妨げるおそれもあります。

このため、建設業法に、請負契約の適正化のための規定を定めるとともに、中央建設業審議会が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告することとしています。これを受け、中央建設業審議会は、昭和24年の発足以来、公共工事用としての公共工事標準請負契約約款を作成し、実施を勧告しているところです。

公共工事標準請負契約約款は、国の全ての機関、都道府県、政令指定都市、公共法人等に加え、電力会社、ガス会社、JR各社、NTT等の民間企業に対しても勧告が行われ、市町村には都道府県を通じて勧告されています。

このようなことから、議員おただしの契約 書の違約金条項にただし書きを追加すること については、今後、国や県及び県下各市の状 況を注視するとともに市顧問弁護士の見解も 聞きながら、契約書に市独自のただし書きを 記載できるかを検討してまいりたいと考えま す。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君、再質問 ありますか。

1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) この契約のひな形というのは一般的に認められているもので、普遍的に利用されていると。だから、それにのっとってやったということなんですけれども、一つの説明の中で、一方にだけ有利に定められてしまいやすいというような請負契約の片務性の問題が生じと、具体的にはどういうことでしょうか。普通考えられるのは、安い、低価格で請負させるということとか、請負契約を実行しているときに、契約のときには予

想ができなかった、予見できなかった事態が 生じた、その工事の代金の積み上げというの もさせないとか、契約どおりにそれでもやっ てくれというそういう片務性ということは考 えられるんですけど、ほかにどういう具体的 事例がありますか。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君) 民法第90条にも規定しておりますけども、公序良俗の違反となり、契約内容が無効となる場合も考えられるということで、基本的には、工事の違約金が10%程度というのが通常考えられるんですけども、それを超えてのただし書きを記入するということについては、やはり片務性が考えられるということでございます。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君)本当にそう思われますか。損害賠償は416条によって、その債務不履行から通常生じた損害について賠償請求できるという話ですね。相当因果関係があれば、その発生した損害について賠償請求できる、に加りなんですよ。今の話でも請負罪でももでする。 これ、原則なんですよ。今の話でも請負要であれば、当然、請求すべきじを担当な損害であれば、当然、請求すべきじゃないんでよりあれば、当然、計算を超えたら、後で敗れてきな損害があっても、業者はその保険で賄われる1割だけで済むというですれ、自分の頭で考えてください。原則は相当因果関係の範囲で責任を負うんですよ、債務不履行は。どうですか。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)国の建設業中央審議会にも示されていますとおり、契約には10%という違約金がございます。その10%を超える、例えば、10%を20%にすれば、保証会社のほうからの保険料が倍になります。契約書を、10%から20%に保証金額を上げれば、

保険料が上がると。そういうふうにすれば、 ほかの業者に対しても保険料が上がってくる ということも考えられますので、やはり10% というのが、今の中央建設審議会の考えだと 考えております。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 私、そういうことを言っていないんですよ。今まで保険会社については1割でいいでしょう。しかし、それを超える額については、請負人が相当因果関係の範囲で責任を負うべきだと。それを、今回、1億いくらの損害があっても賠償請求できなかったんでしょう。断念したんでしょう。なぜかといえば、420条3項の違約金は賠償額の予定と推定すると、この規定があるためにできないんだと。そうでなかったら、弁護士だってやるんでしょう。弁護士のできない、断念するという理由はここでしょう。これを排除したらいいじゃないですか。

繰り返しますが、原則は416条なんですよ。 債務不履行によって通常生じた損害、これは 賠償する。特に生じた損害であっても、その ときに予見できたこと、予見すべきであった ことについては特別の損害でも賠償すると、 これが司法全体の大原則なんですよ。その原 則に戻って請求できるというような形をつく るのが、橋本市の財政を担う人たちの義務じ ゃないでしょうかね。いろんなJRがどうの とか、国がどうのと言うていますけども、お かしいと思いませんか。

〇議長(中本正人君)総務部長。

○総務部長(吉本孝久君)答弁でも申し上げましたが、違約金10%の後ろにただし書きを追加することにつきましては、一応、これが契約の標準約款となっておりますので、ただし書きを追加することについて、今後、国、県、それから県下の各市の状況、それから、顧問弁護士も入れまして、相談をして進めて

まいりたいと思います。

- 〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。
- ○1番(松浦健次君) それで結構ですけども、 今、部長の自分の頭で考えて、私の説明が不 合理ですかね。その感想だけ聞かせてくださ い。
- 〇議長(中本正人君)総務部長。
- ○総務部長(吉本孝久君) 私の気持ちとしましては、工事の標準約款が10%になっているということにやっぱりこだわってしまいますので、それにただし書きをつけられるかどうかというのは、国、県、弁護士等と相談をしていくと、私自身は10%が基本であると考えております。
- 〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。
- ○1番(松浦健次君)市長、いかがですか。 今までのやりとりを聞いていて。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君)松浦議員の質問にお答えをします。

どちらにも言い分があるなというふうに私は思います。ただ、そのただし書きを書くことによっての影響というのも、私どもは考えていかなあかんのかなと。やはり地元建設業者に対して、おまえらは信頼してるのかというようなことにもなりかねんようなことも、なぜここにただし書きをつけ加えるということがあるんで、ただし書きに入れますよというふうなことも考えていかないといけないのかなと。

一方で、損失を補填していただけるようなことを書くと、確かに市だけのことを考えたらプラスになるなというふうに、双方の意見についてはもっともなんで、ただ、うちとしても法令違反はしたらあきませんし、逆に地元業者さんとの信頼関係を失うようなことになってもいけないと思います。一番簡単なの

は、もう地元育成枠をなくして、全部一般競争入札でやると。地元育成でやったら、こういう問題は起こらないというのが極論やと思いますが、ただ、そういうこともできませんので、そういう中で、今、総務部長が申したように、私も総務部長のほうに答弁の了解していますんで、総務部長の申したように、一度、国、県、そして顧問弁護士等に相談をさせていただいた中で、そういう形で進めるものであれば進んでまいりたいと思います。

ちょっと私にとっても非常に難しい決断なんで、私もそこの法律的な分野には全くわからない部分がありますので、その中で判断をしていきたいというふうに思っています。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君。

○1番(松浦健次君) 地元業者を信頼するとか、しないとかの話じゃなくて、物事の公平な損害の負担ということから考えたら、この場合には原則に戻れるような、弾力的に運用できるような制度にすべきだと。だから、ほかのNTT、ガス会社、電力会社、これもやっていると言うんですけども、おかしい話だと私個人的には思います。

以上で、質問を終わります。

〇議長(中本正人君) 1番 松浦君の一般質 問は終わりました。

○議長(中本正人君) これにて、一般質問を 終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さ までした。

(午後3時48分 散会)